

## ヨーロッパ11ヶ国でのDNA鑑定実施例

DNA 鑑定（移民の呼び寄せ時に DNA 鑑定を行う国及び態様）

欧州 11 カ国で実施

- イギリス : 1990 年代から実施。法的根拠はないが、移民行政として実施。口腔組織を採取。政府から権限を付与された機関で分析。費用は政府負担。
- デンマーク : 1994 年から実施。外国人法第 40 条が法的根拠。血液を採取。コペンハーゲン大学で分析。費用は政府負担。
- ノルウェー : 1999 年から実施。2002 年の通達に基づく。唾液を採取。イギリスの政府認定機関で分析。費用は政府負担。
- オランダ : 2000 年から実施。1999 年に国会が DNA 鑑定を承認。口腔組織を採取。政府から権限を付与された 3 機関で分析。費用は申請者負担。親子関係証明後に払い戻し。
- フィンランド : 2000 年から実施。同年改正の外国人法が法的根拠。血液若しくは口腔組織を採取。ヘルシンキ大学若しくは政府認定研究所で分析。費用は申請者負担。
- ベルギー : 2003 年から実施。法的根拠は無し。血液を採取。ブリュッセルのエラスムス病院で分析。費用は申請者負担。
- ドイツ : 2004 年から実施。唾液を採取。法的根拠は無し。政府から権限を付与された機関で分析。費用は申請者負担。DNA 鑑定に関する法制度を策定中。
- イタリア : 2005 年から実施。血液若しくは唾液を採取。政府から権限を付与された機関で分析。費用は申請者負担。2004 年に法的根拠・移民に関する統一法典改正。
- スウェーデン : 血液を採取。DNA 鑑定に関する法制度を策定中。国立法医学研究所で分析。費用は申請者負担。
- オーストリア : 2006 年から実施。
- フランス : 2007 年移民法第 13 条。上下両院 60 余名の議員から違憲意見。付託された憲法院で合憲判断。

参議院法務委員会 平成 20 年 11 月 27 日

民主党・新緑風会・国民新・日本 参議院議員 田中康夫

出典：国立国会図書館 調査及び立法考査局 海外立法情報課